

| 第3回 横浜市公園公民連携推進委員会 会議録 | |
|-------------------------------|--|
| 日 時 | 平成30年10月9日(火) 午前10時00分～午後0時20分 |
| 開催場所 | 関内中央ビル 5階特別会議室 |
| 出席者 | <p>椰野委員長(中央大学研究開発機構 機構教授)</p> <p>坂井委員(東京都市大学都市生活学部都市生活学科 教授)</p> <p>久富委員((一財)公園財団公園管理運営研究所 開発研究部長)</p> <p>松本委員(高島中央公園愛護会 会長)</p> <p>吉田委員(㈱日本経済研究所 執行役員 調査本部上席研究主幹)</p> |
| 欠席者 | なし |
| 開催形態 | 議題1:公開(傍聴者3人)、議題2以降:非公開 |
| 議 題 | <p>1 公園における公民連携に関する基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の骨子 <p>2 公募設置管理制度による公募について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募設置等指針に示す評価基準 <p>3 その他</p> |
| 資料・ 特記事項 | <p>1 資料</p> <p>資料1:公園における公民連携に関する基本方針(仮称)骨子案 概略</p> <p>資料2:公園における公民連携に関する基本方針(仮称)骨子案 本文</p> <p>資料3:公民連携の具体的取組(想定される取組例)</p> <p>資料3参考:パークマネジメントプランの先進事例、公募設置管理制度(P-PFI)の概要及び公園協議会について</p> <p>資料4:横浜市公園公民連携推進委員会における審議について(依頼)</p> <p>参考資料1:横浜市公園公民連携推進委員会運営要綱</p> <p>参考資料2:横浜市の保有する情報の公開に関する条例(抜粋)</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回の開催日程は後日調整する。</p> |
| 議 事 | <p>1 公園における公民連携に関する基本方針について</p> <p>(事務局から基本方針の骨子案及び公民連携の具体的取組(想定される取組例)について説明)</p> <p>(椰野委員長)</p> <p>まず、資料1で示された骨子案概略についてご意見をお願いします。</p> <p>(松本委員)</p> <p>危機感が足りないような気がします。少子高齢化、人口減少が進んでいく中で、ブランド力向上だけでいいのか。横浜市は選ばれる都市になっていかなければならず、そのためのブランド力向上が必要であるというように、もう少し先を見据えた骨子にしていかないと難しいと思います。「クオリティ・オブ・ライフ」という言葉もこれでいいのか、という感じがします。</p> <p>(吉田委員)</p> <p>「これまでの公園行政」との違いをどこに置いて「これからの公園行政」と出したのか</p> |

教えてください。また、公園経営とは「クオリティ・オブ・ライフ」だけが目的なのか、それとも効率的に経営をしていくことなども含まれているのですか。そのあたりの重きの置き方についても教えてください。

(事務局)

「公園経営」については「水と緑の基本計画」に明記されているものの、なかなか具体的な取組に至っていないので、公民連携の基本方針の中で改めて整理させていただいたものです。ここでの考え方は、計画・整備・管理運営といったそれぞれの領域で留まっていたものをどのように総合化していくかというものです。今までは公共工事として造るという視点が非常に大きかったのですが、整備の最初の段階で公民連携という視点を入れないと、P-F-Iなどの新しい試みが導入されにくい仕組みになっているので、トータルで最初から最後まで見渡しながら公園を整備して管理運営していくという視点が必要になっています。効率性や収益還元という点も盛り込んでトータルで、というイメージです。ご意見を伺っていて、そのあたりがうまく打ち出せていないと感じました。もう少し工夫して分かりやすくしていきます。

また、松本委員がおっしゃるように、表現としてもう少し踏み込むべきかもしれません。中期計画なども参考にしながら、強い認識を持って進めていきたいと思えます。

(榑野委員長)

ただいまのお二人の委員のご指摘は、骨子案の本文での書き方にも関係すると思えますが、ほかに骨子案の概略に関して、ご意見はありますか。

(坂井委員)

2点あります。1点目は今の2つのご意見と重なりますが、「持続可能な運用をしていくために」ということだと思うので、昨今SDGs等で環境についても書かれていることもありますし、「持続可能な」ということをもう少し入れるべきと思いました。

2点目は、資料1の概念図についてです。図の一番下の「担い手」は公園愛護会と民間事業者が公園の魅力アップを図るという表現で、市役所が横に逸れていますが、やはり市役所、公園愛護会、民間事業者が三角形になって、その三角形から公園の魅力アップや質の高いサービスが出るのではないかと思います。

(榑野委員長)

ありがとうございました。市役所も当事者の位置付けで、というご指摘でしたね。

(事務局)

行政当局としては、謙虚な気持ちで、一步引いたスタンスで描いたつもりでした。

(榑野委員長)

次の骨子案の本文での議論の中で振り返ることがあるかもしれませんが、仮置きとして概略はこのような構成でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(榑野委員長)

それでは骨子案の本文について、特に行動5原則などにご指摘があればお願いします。

(松本委員)

先ほどの坂井委員のご指摘にも重なりますが、この本文全体を読んでいて、行政目線で「市民等の提案に協力する」というニュアンスが感じられます。市民協働条例や共創推進

の指針に見られるような、市民や企業が主体で、それを市がバックアップするような立場、下から支えるような表現のほうがふさわしいと思いました。内容的には大体よいと思いますが、表現については検討していただきたいと思います。

(事務局)

共創推進の指針など参考にしながら、市民目線で見ていただいて違和感のないかたちにしていきたいと思います。

(吉田委員)

感じたことが2つあります。1つ目は「1 これからの公園行政」についてですが、民間が公園経営に関心を持って参画していくことについて、各都市の中から横浜市を選んで参画したいと思ってもらえるような、それに向けてのアピールが足りないと思います。

また「4 公民連携の行動5原則」の「① 公園の目指す将来像の共有」の内容は当然のことだと思いますが、共有していくことに加えて、公園愛護会だけでなく利用する市民の方、民間の方が公園経営に関心を持つように意識を醸成していくことが必要になると思います。そういったことも念頭において記載するとよいと思います。

(事務局)

そのあたりのアピールについては、先ほどのご指摘とも共通していると思いますので、分かりやすさも含めて工夫します。確認ですが、2点目におっしゃった将来像を共有する方々への意識醸成とは、プロモーションの点でということでしょうか。

(吉田委員)

そうです。

(久富委員)

「行動5原則」の⑤に収益の還元について書かれていますが、これが今後の目玉の一つだと思います。持続可能な仕組みをつくることとイコールのようになっていて、先ほどの資料1の図でも収益還元がアピールされています。収益還元もそうですが、市民参加によって税金を使わずに盛り立てていくことも読み取れるような感じだとよいと思います。

(事務局)

市民の力、民間事業者の力をどう広げていくかは大きなポイントだと思いますが、具体的にどのようにやっていくのか私たちも見えていないところがあります。市内では、例えば公園愛護会への活動費の上乗せ分を、企業からの資金提供で得るということもできるのではないかと議論がありました。どのようにしたらニーズに合うのかなど、アドバイスをいただきながら検討していきたいと思います。

(坂井委員)

基本方針として示すものは、資料2程度のものでよいのか、あるいはもう少し肉づけされる予定なのかお聞きします。

(事務局)

今回は骨子としてお示ししましたが、そのあとに「公民連携の具体的な取組」も入れるので、最終的にはもっと肉づけをしながら形にしていきたいと考えています。

(坂井委員)

それを聞いた上で「3 公民連携の基本理念」の部分ですが、共創推進など横浜市として既に取り組んでいることを書き加えないと、急に「公園愛護会」となっている感じがしま

す。横浜市全体では公民連携の取組をやっていて、公園愛護会はそのひとつである、という説明が必要かと思えます。

2点目はもう少し大事なことで、市民か民間事業者かの2つという雰囲気がありますが、最近では例えばシェアリングエコノミーやソーシャルボンドなど新たなものも出てきて、これから仕組みが変わっていきそうな世の中です。最近はお母さんたちのシェアリングエコノミーもすごいですし、公園を使いたいという時に、お金としての収益還元はないけれども、何かしらの教育や次世代の人材育成等、目に見えない数値に出ないところに響くこともあります。裾野を広げておかないと、また5年後に基本方針を書き換えることにもなってしまうと思えます。瑣末に言えば、「民間事業者」は「民間事業者等」とするなど、裾野を広げて作ると、より長く深く浸透していけると思いました。

(榑野委員長)

ただいまのご指摘は私も感じましたが、全体的に「市民と民間事業者」に偏り過ぎており、これからの形態としては、エリアマネジメントもありますが、「民」も明確に分かれない時代になりつつあります。そこは考慮に入れておくことが大事かと思えます。

(事務局)

資料1の概念図で、「民」の部分は公園愛護会等と民間事業者の2つに分けるのか、あるいは一体にしてグラデーションのように示すのか、内部で議論がありました。今回仮置きで説明させていただきましたが、今まで市民協働はしっかりやってきたものの、新たに民間事業者というプレイヤーを積極的に入れていきたいことを示すために、このような図にしました。アピールも含めて、どのような表現にするとメッセージが伝わるのかを意識しながら整理し直したいと思えます。

(榑野委員長)

概念が混然一体となっていると図で示すことは難しいですが、工夫をしていただきたいと思えます。

資料2の「1 これからの公園行政」では、公園経営の目的に「公園から市民のクオリティ・オブ・ライフを高め、横浜市のブランド向上につなげていく」とさらっと書かれていますが、実は非常に大事な視点です。公園の意味というものを再評価して、これからの公園はただ存在するだけでなく、活用して市民生活や市のブランド向上につなげていくという宣言のように強調して書くとメリハリがつくと思えます。

(松本委員)

公園はこれまで公平や公正に守られてきた聖域だと思います。それを、企業や市民などが入り、価値を創造する場に変えていこうというのが、今回の公園公民連携の趣旨だと思います。例えば行政と企業、市民と行政など色々な主体が連携することで、公園で新しいことをやりませんか、横浜の公園は価値を創造できる場ですよ、とアピールしないと、読んでいても面白くない気がします。逆にアピールすることで、市民や企業、もしくは連携した主体などの提案を導き出していき、それが結果的にPRになるのだと思えます。

(榑野委員長)

特に民間事業者から見て「横浜市はこのように考えているんだ」と思ってもらえるようなアピールが必要だと思います。

(坂井委員)

委員長がご指摘された「公園経営の目的」の囲いにある「公園から」という4文字は非常に大事だと思います。

もう1つは、副題に「住んでみたい街、行ってみたい街…」とありますが、これは横浜市全体のモットーですか。これだと、どこかの都市マスタープランのようなので、副題にも「公園を中心に」という意味を入れるとよいと思います。この目的の部分もきちんと書いて、皆さんがご指摘のように、何か面白そうなことが始まりそうで、それを公園からということが1～2行で分かるような文章にするとよいと思います。

(事務局)

この表現は決まったものではないので、よく練っていききたいと思います。

(榑野委員長)

あくまで「たたき台」ということで、この後に続く具体的な取組の内容次第では、たたき台にフィードバックしていくという認識でよいですか。

(事務局)

はい。

(榑野委員長)

では、次の具体的な取組について見ていただいた上で、全体の基本方針について、またご意見をいただきたいと思います。資料3の具体的な取組の例についてご意見ををお願いします。

(坂井委員)

「1 パークマネジメントプラン等による公園の将来像の共有」は正に最も大事なことで、1番に挙げていただき、これでよいと思います。将来像を共有するというのは、今後とてもアグレッシブな民間の方が入ってきた時に、「我々はこう考えている、ここではこういう事をしようと思っている」という契約時のステイトメントのようなものだと思います。名古屋市の公園と日比谷公園の事例を出されましたが、どちらかというとな名古屋市タイプの方で、資料3参考の2ページ目左下の「2-2 取り組みの方針」のようなことをきちんと書くことが、公民連携を進める上ではとても大事です。プラン作成は皆さん得意なので、公民連携をやっていく上でも、この公園の課題はここまで、良いところはこのようにしたい、とうまく伝えながら「パークマネジメントプラン等による公園の将来像の共有」の項目を作るとよいと思います。

(事務局)

私たちとしても、公民連携を進める上で「前提としてこういう考えである、こう進めたい」ということをしっかり伝えたいという思いでこの項目を入れました。パークマネジメントプランをまとめる際にも、地域の方々のご意見も踏まえて民間事業者の積極性を引き出しつつ、ある場面では歯止めになるかもしれませんが、きちんと考えを示して共有していきたいです。

(榑野委員長)

パークマネジメントプランを作る時は、パブリックコメントを実施するのですか。

(事務局)

まだそこまで考えていませんが、意見聴取は今後の検討課題です。公園にもよりますし、山下公園くらいになると必要ではないかと思っています。

(榑野委員長)

いまの話は大規模公園を対象にされていますが、どのクラス以上の公園を対象とするのかは重要です。例えば、近隣公園程度の規模は作成するのでしょうか。実は近隣公園規模の身近な公園も大事です。

(事務局)

市内には2,600以上の公園があるので、現時点では、まずは都市基幹公園を中心に作成するイメージです。住区基幹公園はやらないということではなく、地域との関係も含め、必要に応じて対応していく方向だと思っています。「水と緑の基本計画」で、大規模公園や都市部の観光公園でパークマネジメントプランの作成を進めると記載しているので、まずはそれをきちんと進め、公民連携につなげることを第一ステップと考えています。

(吉田委員)

最初の意気込みを持続して管理運営することが、公民連携の具体的な取組を考える時の重要なことのひとつだと思います。事業者選定までは公募内容の公正性も含めて情報が公表されることが多いので、色々なかたちでチェックされますが、供用開始後はなかなかチェックが入りづらく、かつあまり公表されないで、うまくいっている事例とそうでない事例の差があるように感じます。長期の運営を持続するためには、モニタリング機能も公民連携の取組の中にきちんと確立していくことが重要で、そういったことも入れていただけるとよいと思います。

また、公園協議会制度の活用についての資料がありますが、うまく仕組みとしてマッチングさせていくとなると、いま考えているモニタリング制度よりも、もう少し足すべきこともあるかもしれません。そのあたりも考えていただきたいです。

(事務局)

横浜市の指定管理者制度では5年間の指定期間の中間年に指定管理者選定評価委員会で評価をいただく仕組みがあります。そういったことも参考にしながら制度設計していきます。

(吉田委員)

先ほど坂井委員が指摘された「取り組みの方針」について、果たしてこれが5年、10年経った時に守られているか、乖離しているかなど、方法は今後考えるにしても、チェックしていくことが必要だと思います。

(事務局)

個別の事業と全体のパークマネジメントをうまく連動する仕組みを考えたいと思います。

(久富委員)

この資料を見ても、P-PFI制度あたりが皆さんの注目される場所だと思いますが、市全体の公園で考えると、現実的には通常の行為許可制度で動くケースが多く、そこをウェルカムにすると多くのものが動きます。私は国営木曾三川公園で勤めていたことがありますが、行為許可だけでも年間200件程度の持込イベントがあり、さらに行為許可に当たらないレベルの市民教室などが1,300~1,400件あり、これらで相当の活性化が図られ、市民の方々のマインドも上がっていました。資料3に「行為許可制度の積極的な運用」とありますが、窓口があってコーディネートしていくということかと思いますが、とても大変

で、実態としては運用の仕方に大きな差が出るので、この具体化が大切になると思います。
(事務局)

現状は申請者によって許可できる内容を制限しています。公共団体や自治会・町内会、公園愛護会など公益性がある団体については、例えばイベント時の物販も含めて許可をして、民間事業者からの申請は物販の許可はできない基準になっています。法令上の考え方や過去の色々な経緯からそうになりましたが、そのあたりをどのようにしていくかが、ご指摘いただいたところだと思います。これまでは主体の公益性を判断していましたが、今後は内容の公益性を判断できる仕組みはできないか、という課題認識はあります。そのような制度設計を進めるに当たり、民間事業者の視点での注意点など教えていただければ非常にありがたいと思います。

(久富委員)

一定のボーダーラインは必要ですが、申請者が青年会議所や商工会議所等となる枠組みを作り、その中に個々の事業者に参加してもらい仕組みもあります。また、例えば大きな企業が単独で申請する際に、商品のPRではなく、環境をテーマにした展示など、公益性を前に出してやってもらう方法もあります。まずはやってみて回を重ねながら、違和感がないよう、市民から「おかしいのではないか」という声が出ないように改めていくものだと思います。

(坂井委員)

内容の公益性で判断するというのは大変よい方向だと思います。ただ、内容をどのようにチェックするのかという議論も必要だと思います。例えば「大丸有」の区道をエリアマネジメントで歩行者空間化して時々イベントをしますが、そのイベントにはガイドラインがあり、考えを示しているという事例があります。「大きな会社だからよい」という理屈は通らないので、どのようにクリアするかは、色々な資料を集めてガイドラインを作るのが、透明性、公平性につながるのではないかと思います。

(松本委員)

私自身が公園愛護会として活動する中で、企業等が直接申請すると駄目でも、公園愛護会と一緒にすることで認められるという経験があります。エリアマネジメント的な視点とか、外から来た企業等が突然、単独でやるのではなくて、地域の活性化につながることで、地域の人や活動と連携することが判断基準の1つになると思います。そういう取組を重ねていく中で「こういうこともできます、ああいうこともできます」とアピールすることも大事で、「それならやってみようか」と応募したくなる、加速させていく仕掛けも必要だと思います。

(棚野委員長)

今のご指摘は、資料3「5 公民連携推進のための体制整備」の「市役所と民間事業者等との連携の促進」にも入っていますが、良いものであれば受け入れる姿勢はあってよいと思います。例えば個人から緑の写真展をやりたいという要望があるとしたら、「個人だから駄目」ではなく、公園にとって良いものであれば受け止めたらいと思います。そういう点も含めて公民連携推進のための体制整備を考えていただきたいです。

公園協議会についてはあまり知られていないのですが、この資料にもあるように「公園が使いづらい」という時に、例えば「この公園はボール遊びをしてよい」などのローカル

ルールを決めてよいとする制度です。色々なことが公園でできるという制度ですので、このPRや普及も含めてやっていただくとよいと思います。

もう一点は、「4 これまでの取組の更なる展開」で「指定管理者制度における他の取組との連携…」とありますが、これは実際に生まれてきています。P-FIと指定管理者制度をうまく組み合わせることによって、より公園の魅力が高まるとか、従来の設置管理許可でも指定管理者制度と組み合わせることで、色々とできることがあります。それらを念頭に置かれるとよいと思います。

この議論は今回で終わりではなく、今後も膨らませていくことなので、次の機会にもご指摘をいただければと思います。それでは一度進行を事務局にお返しします。

2 公募設置管理制度による公募について

(事務局から審議依頼内容及び会議の公開・非公開の扱いについて説明)

(榎野委員長)

本委員会の審議において、募集要項に示す評価基準の審議は、参考資料2にあるように、第31条第3号の「会議を公開することにより、構成かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる」ことに該当すると考えられることから、非公開にすることが妥当と考えます。また、事業者の選定についての審議もありますが、応募書類に個人・法人情報が入ることが予見され、これが第2号の非開示情報に該当します。さらに選定の審議そのものが第3号に該当すると思われま

す。よって、本委員会での公正かつ円滑な議事運営を確保すること、また応募者の個人・法人情報保護の観点から、当該案件に関する審議は次回以降も非公開とすることが妥当と考えますが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

(意義なし)

(榎野委員長)

それでは、次のことを委員会の決定事項とさせていただきます。公募設置管理制度に関する審議については、次回以降も非公開とさせていただきます。恐れ入りますが、傍聴の方におかれては、ここでご退席をお願いします。

(傍聴者退席)

<以下、概要>

公募設置等指針に示す評価基準として、「評価の視点」及び「配点」を審議